

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

近年建築物の高層化、住宅地の密集化等により市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため災害に強いまちづくりを形成する。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

市は、地域の特性に配慮して大規模な火事災害の発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行う。

第2 主な取り組み

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

1 大規模な火事災害に強い市の形成

(1) 基本方針

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（全部等）

（ア）総合的・広域的な計画の作成に際しては大規模な火事災害から市土及び住民の生命・身体及び財産を保護することに十分配慮する。

（イ）都市計画法に基づき、建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において防火地域・準防火地域を定める。

（ウ）都市計画法に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

（エ）「東御市総合計画」等の策定に当たり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討して公園の積極的な整備に努める。

（オ）市道について、国・県道との連携を図りながら避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

（カ）木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保して安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（関係課等）

（ア）建築基準法に基づき、規模等により建築物を耐火構造、準耐火構造とするよう指導する。

（イ）防火地域・準防火地域以外の地域において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内にある建築物の屋根の不燃化を促進する。

（ウ）学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任して火災等を起こさないようにする。

- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対して防火対象物の用途に応じたスプリンクラー設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているがその履行を促進する。
- (オ) 所有者又は管理者に対して文化財の管理・保護について指導と助言を行い防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進して防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策・災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取り組み

- 1 救急・救助用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画

第3 計画の内容

1 救急・救助用資機材の整備

(1) 基本方針

東御市においては、救助・救急車両の整備及び運行は上田地域広域連合として進めている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。

消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部が実施する計画（総務課・生涯学習課・東御消防署）

（ア）救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、高規格救急自動車は、計画的更新を図るとともに、救命士の計画的配置にも努める

（イ）消防団詰所、公民館等に救急・救助資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救急・救助活動を行う体制の整備を図る

また、平常時から住民に対してこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受け入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手する事が不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

医療機関の患者受け入れ状況、被害状況及び活動体制について消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にして災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まると思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・企画振興課・健康保健課・市民病院・東御消防署）

（ア）大規模な火事災害発生時は、上田地域広域連合消防本部消防計画書に基づき円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）
- b 最先到着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

- d 応急救護所の設置基準、編成、任務
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要請
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報（緊急情報等メール配信、㈱エフエムとうみ等）
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

(エ) 関係機関の協力を得て、上田地域広域連合消防本部消防計画における救急・救助計画及び救急業務計画並びに救助計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

(オ) 消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) 小県医師会等は、近隣の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速把握するために、工期災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等及び活動体制の整備事項についてあらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）

上田地域広域連合消防本部の消防計画に基づき、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進する。

特に発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少傾向にあるので消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓蒙活動による青年層、女性層の加入促進を図り消防団活性化の推進と育成強化を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともにその適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え消火栓のみに偏ることなく防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水路の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については細分化して、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(エ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発生時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力して、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報誌等を通じて住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成して当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の実管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施して常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄燐、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(オ) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救急及び救助活動等が迅速かつ的確に実施できるよう活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して消防力の効果的な運用を図るため重要防ぎょ地域、延焼防止線の設定等の火災防ぎょ計画等を定める。

(カ) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予想される等緊急の必要がある場合あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

市は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画

(ア) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする、また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとるものとする。

(イ) 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理

体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置ができない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請して、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は関係機関、自主防災組織等と連携して自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請して延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（総務課・企画振興課・東御消防署）

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対して、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察官・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施して重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により重要防ぎょ地域等の優先等消防力の効果的な運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 市長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む）は、速やかな被害状況等の把握を行い当該状況から消火活動に関して自らの消防力では対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認められるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を風水害対策編第3章第4節により行う。

(b) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは風水害対策編第3章第5節により要請する。

(イ) 救急・救助活動

大規模な火事災害発生時においては、救急・救助需要が増大してかつ広範囲にわたることから住民、自主防災組織等の協力及び警察官、医療機関等関係機関との連携を図るとともに必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行い、迅速かつ的確な救急・救助活動を行う。

なお、本項については風水害対策編第3章第7節に定める。

イ 事業者及び自主防災組織等が実施する対策

(ア) 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

(イ) 救急・救助活動

自発的に負傷者の救急・救助活動を行うとともに消防機関等に協力するものとする。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を把握して必要な措置をとる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに速やかに被害状況を把握して必要な措置をとる。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

公共建築物については、災害発生後復旧活動の拠点ともなる建築物であるため速やかに被害状況を把握して必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（全部等）

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については利用者の避難誘導を行うとともに速やかに被害状況を把握して必要な措置をとる。

イ 建築物の所有者等の実施対策

利用者の必要な誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握して必要な措置をとる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援して、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図りより安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため復旧・復興の基本方向を決定してその推進に当たり、必要な場合は他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅して、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係して、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成して体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、さらに災害に強いまちづくりを目指して都市構造及び産業基盤の改変を要するような多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

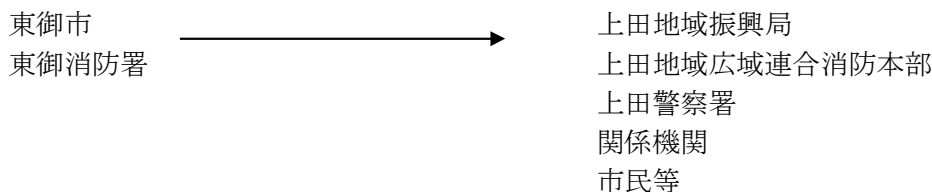
(2) 実施計画

ア 市の実施対策（関係課等）

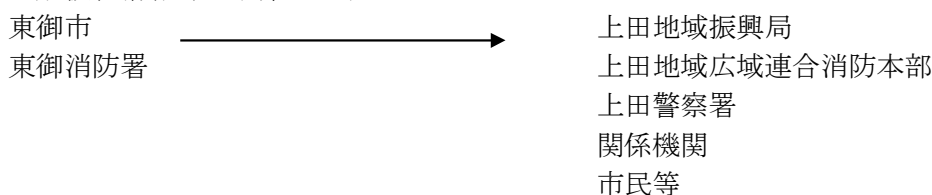
関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

大規模な火事災害における連絡体制

(1) 大規模な火事発生直後の第一次情報の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡

東御市地域防災計画
東御市
東御消防署



大規模な火事災害対策編
上田地域振興局
上田地域広域連合消防本部
関係機関